



平成 24 年 5 月 23 日

各 位

会社名 エスビー食品株式会社  
代表者名 代表取締役社長 山崎 雅也  
(コード番号 2805 東証第2部)  
問合せ先 執行役員管理部長 丹野 好生  
(TEL. 03-3558-5531)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 5 月 23 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 24 年 6 月 28 日開催予定の第 99 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 取締役および監査役が期待される役割を十分発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役および社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案第 29 条および変更案第 37 条を新設するものであります。なお、変更案第 29 条の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (2) その他、条文の新設に伴い必要な条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 6 月 28 日 (木)  
定款変更の効力発生日 平成 24 年 6 月 28 日 (木)

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>第29条 (取締役の責任免除)</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であったものを含む。) の損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合は、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第29条～第35条 (省略)	第30条～第36条 (現行どおり)
(新設)	<p><u>第37条 (監査役の責任免除)</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役 (監査役であったものを含む。) の損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、善意でかつ重大な過失がない場合は、限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
第36条～第39条 (省略)	第38条～第41条 (現行どおり)